

監査委員告示第3号

令和5年秋田県告示第184号で告示された包括外部監査契約に関し、包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

秋田県監査委員 今川 雄 策
秋田県監査委員 三浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢 樹
秋田県監査委員 半田 直 樹

- 1 包括外部監査の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
鈴木 實 岐阜県岐阜市神田町四丁目9番地1 バンベール岐阜ザ・タワー405
佐藤 哲也 愛知県一宮市野口一丁目16番17号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和5年7月11日から令和6年3月31日まで